

## 令和5年度県内旅行商品造成・販売業務仕様書

### I 業務の目的

持続可能な観光地として選ばれつづける三重県の実現に向けて、旅行事業者が交通事業者等と一体的に県内を目的地とする新たな旅行商品の造成・販売を行う事業の実施により観光関連事業者間の連携を促進する。

あわせて、コロナ禍から回復途上にある交通事業者や土産物店、飲食店及び体験施設等の観光関連事業者の支援に取り組む。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

令和5年度県内旅行商品造成・販売業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

#### (3) 委託業務の内容

旅行商品造成・販売業務にかかる事務局を設置し、旅行商品の造成・販売等を行う旅行事業者の募集・選定等を行い、選定した旅行事業者に、後記「造成する旅行商品の条件」に合致した新たな旅行商品を造成・販売・催行させること。また、造成した旅行商品の全般的な販売促進や業務全般の管理を実施する。

なお、事務局の業務は以下のとおりとする。

ア 事務局を設置し、旅行商品の造成及び販売に関する支援を行うこと。

イ 事務局は、造成した旅行商品に関する取りまとめを行うこと。

ウ 旅行参加者及び旅行事業者等からの問い合わせの一切に対応できる体制を整え、事務局専用の電話回線及びメールアドレスを設置すること（定休日等がある場合は、その旨を特設サイト等に明記し、確実に対応できる体制を整備する）。

エ 旅行事業者の募集等

後記「造成する旅行商品の条件」に合致した新たな旅行商品を造成・販売・催行する旅行事業者を募集し、5者以上の参加を受け付けること。なお、受託者自らが登録事業者となることも可能とする。

オ 旅行事業者の申請受付等

旅行商品造成・販売業務を実施する旅行事業者の申請受付、審査、選定、取りまとめ等を行うこと。なお、選定にあたっては、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」といいます。）と協議等を行うこと。

カ 旅行商品の造成・販売・催行等

事務局は、選定した旅行事業者に、後記「造成する旅行商品の条件」に合致した新たな旅行商品を造成・販売・催行させること。

キ 事務局はパンフレット等の成果品の写しのほか、旅行商品の販売期間、旅行商品の造成件数、送客実績等を報告すること。

ク 上記 キ のうち送客実績の報告は、月末締めの月次報告書を翌月末までに書面で

当委員会に提出すること。ただし、速報値は翌月10日までに提出するものとする。

また、週1回、送客実績の状況をメールで報告すること。

ヶ 当委員会からデータ等の提供を求められた場合は、その指示に従い、速やかに対応すること。

コ 事務局は、本事業を広く知りていただくため、ホームページ上に特設サイトを作成するなど、本事業を旅行参加者、旅行事業者等に対し十分周知すること。

サ 販売促進等プロモーションの実施

県内外からの旅行客に対し、旅行商品の季節等を考慮しながらメインターゲット層を設定し、SNS等を活用した効果的なプロモーション等を実施すること。

シ 造成した旅行商品について、本事業単独のパンフレット又はチラシ等を制作し、合計40,000部以上印刷すること。なお、パンフレット又はチラシ等については、電子版も制作すること。

ス 本事業で収集したデータと、三重県観光マーケティングプラットフォーム（みえ旅おもてなしプラットフォーム）とのデータ連携について検討及び調整を行うこと。

セ その他、事業の推進に必要な業務について、適宜実施すること。

#### 【造成する旅行商品の条件】

交通事業者（鉄道、バス、タクシー及びレンタカー等）などと連携し、以下の条件に合致した県内を目的地及び宿泊地とする国内居住者向けの安全・安心な新たな旅行商品を造成・販売・催行すること。なお、全体で32,000人（泊）分以上の旅行者への販売を目指すこと。

①三重県内を目的地、宿泊地とした旅行商品（宿泊旅行又は日帰り旅行）であること。また、旅行商品の行程内において、目的地及び宿泊地に三重県以外の都道府県を含めないこと（出発地、帰着地を除く）。

②旅行参加者は、日本国内に居住する者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況により、都道府県別に販売停止や販売再開を行う場合があるため、留意すること。その場合、当委員会の指示に従うとともに、対応できる体制を整備すること。

③交通事業者（鉄道、バス、タクシー及びレンタカー等）を活用した旅行商品であること。特に、県内のローカル鉄道、令和4年度に当委員会が造成した「みえのイマココ旅」等を活用した旅行商品の積極的な造成を図ること。

④県内の土産物店、飲食店及び体験施設等2か所以上に立ち寄り、旅行参加者の消費を喚起する旅行商品であること。

⑤造成した旅行商品の旅行催行期間は、令和6年2月29日（木）（宿泊旅行の場合は、同3月1日（金）チェックアウト分）までとすること。

⑥旅行需要の平準化を図るため、販売期間の季節に応じた商品、平日の旅行需要を喚起し、また県内での連泊を促進する旅行商品を含むこと。

⑦造成する旅行商品の目的地については、県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）全てを対象とすること。

⑧三重県が実施する「全国旅行支援」等との併用は、可とすること。ただし、教育

旅行支援事業（「県内教育旅行促進支援事業」）等、三重県が実施する他の事業等との併用は、原則として不可とすること。

⑨造成した旅行商品については、各旅行会社のホームページ、旅行会社の店頭、  
又は制作した特設サイト等で広告、販売等すること。

⑩造成した旅行商品の販売時期については、当委員会と協議のうえ、決定すること。

⑪事業者に対する安全安心の徹底

旅行商品の造成、販売及び旅行の催行にあたって、旅行事業者、交通事業者及び宿泊施設や立ち寄り先の事業者は、国及び三重県等の方針や各業界団体のガイドライン等を参考にし、基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこと。

⑫旅行参加者に対する安全安心の徹底

旅行参加者に対して、安全安心に旅行していただくために観光庁ホームページに掲載されている「新しい旅のエチケット」等を参考に、基本的な感染防止対策の周知、徹底を図ること。

#### (4) 旅行商品造成・販売数等について

旅行商品を造成・販売する費用については、以下に基づき支払いを行う。

特に、宿泊旅行の場合は「ア(イ～エ)」、日帰り旅行の場合は「イ(イ、ウ)」の対象となる旅行商品について積極的に造成・販売を行うこと。

なお、当該費用については、広告、宣伝費、旅行代金の割引等、旅行商品の造成・販売を促進する費用に充当すること。

##### ア 宿泊旅行の場合

(ア) 旅行者1人泊当たり6,000円(税抜き、一般管理費を含む。)の支払いとする。

(上限12,000人泊分)

(イ) 県内で2泊以上宿泊した旅行商品を販売した場合

1人当たり2,000円(税抜、一般管理費を含む。)の支払いとする。

(ウ) 「みえのイマココ旅」を活用した旅行商品を販売した場合

1人当たり2,000円(税抜、一般管理費を含む。)の支払いとする。

(エ) 県内のローカル鉄道を活用した旅行商品を販売した場合

1人当たり2,000円(税抜、一般管理費を含む。)の支払いとする。

##### イ 日帰り旅行の場合

(ア) 旅行者1人当たり2,000円(税抜き、一般管理費を含む。)の支払いとする。

(上限20,000人分)

(イ) 「みえのイマココ旅」を活用した旅行商品を販売した場合

1人当たり1,000円(税抜、一般管理費を含む。)の支払いとする。

(ウ) 県内のローカル鉄道を活用した旅行商品を販売した場合

1人当たり1,000円(税抜、一般管理費を含む。)の支払いとする。

ウ 造成・販売する旅行商品が旅行者にとって実質負担額0円以下とならないこと。

## (5) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

- この仕様書にさだめる事項(事務局業務以外の部分)については、選定された旅行事業者が遵守する事項であること。
- 特定の施設に限定した旅行商品とならないよう旅行商品の造成を図ること。
- 業務の実施にあたっては、旅行参加者へアンケートを取り、送客実績、観光消費額等事業効果を検証すること。また、数値目標を設定すること。
- 事業の設計にあたっては、事業効果を検証できる仕組みとすること。
- 県内市町や観光関係団体との連携を図ること。
- 事業の実施に際し、実施主体である、当委員会と協議する余地があること。
- 実行可能な提案とすること。

## (6) 納品物

- ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部
- イ 造成した旅行商品の内容や催行状況及び送客実績、観光消費額等が確認できるもの 1部
- ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

## (7) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局  
(三重県雇用経済部観光局観光誘客推進課内)

## (8) 納入期限

令和6年3月 22日(金)

## 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1)受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委員会に報告すること。
- (2)契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 5 その他

- この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとします。
- 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに当委員会に報告し、その指示に従ってください。
- 委託業務を通じて取得した個人情報については、当委員会の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会個人情報保護規程で準用する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律第171条及び175条に罰則があるので留意してください。
- 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- 業務の遂行において、本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は当委員会と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに両者協議の上、対処するものとする。
- 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。